

事 務 連 絡
令和 2 年 6 月 2 日

公益社団法人 日本歯科衛生士会 御中

厚生労働省医政局歯科保健課

新型コロナウイルス感染症対策に係る災害時の避難所としての
研修所、宿泊施設等の貸出の協力依頼について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止につきましては、その対応にご尽力いただきありがとうございます。

標記につきまして、今般、別添のとおり内閣府政策統括官（防災担当）から各省庁官房長あて通知（協力依頼）がまいりました。通知の記 2 および別添 2 の内容に関し、貴会や各都道府県歯科衛生士会等にて災害時の避難所として貸出可能な施設等があれば、立地する都道府県及び市町村の防災担当主管部局に対しその旨お伝えください。

新型コロナウイルス感染症を踏まえた避難所の確保支援にご協力いただきますようお願いいたします。

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 防災担当主管部（局）長 殿
衛生主管部（局）長

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（避難生活担当）
消防庁国民保護・防災部防災課長
厚生労働省健康局結核感染症課長

避難所における新型コロナウイルス感染症への更なる対応について

新型コロナウイルス感染症については、感染経路が特定できない症例が多数に上り、かつ、急速な増加が確認されており、医療提供体制もひっ迫してきているところであり、本日、7都府県に新型インフルエンザ等緊急事態宣言が行われました。こうした状況において災害が発生し避難所を開設する場合には、感染症対策に万全を期することが重要となっており、「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について」（令和2年4月1日付け）を通知したところです。

このたび、避難所における新型コロナウイルス感染症として、当該通知の内容を補充するため、下記のとおり留意事項を取りまとめました。平時の事前準備及び災害時の対応の参考としていただけるようお願いします。

なお、発災時には政府としても、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年4月7日新型コロナウイルス感染症対策本部改定）に基づき、感染症対策に必要な物資・資材の供給等必要な支援を行うこととしております。

貴都道府県内の市町村防災担当主管部局に対しても、その旨周知していただきますようお願いいたします。

本件通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

（可能な限り多くの避難所の開設）

- ・発災した災害や被災者の状況等によっては、避難所の収容人数を考慮し、あらかじめ指定した指定避難所以外の避難所を開設するなど、通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所の開設を図るとともに、ホテルや旅館等の活用等も検討すること。

（親戚や友人の家等への避難の検討）

- ・災害時に避難生活が必要な方に対しては、避難所が過密状態になることを防ぐため、可能な場合は親戚や友人の家等への避難を検討していただくことを周知すること。

（自宅療養者等の避難の検討）

- ・自宅療養等を行っている新型コロナウイルス感染症の軽症者等への対応については、保健福祉部局と十分に連携の上で、適切な対応を事前に検討すること。

（避難者の健康状態の確認）

- ・避難者の健康状態の確認について、保健福祉部局と適切な対応を事前に検討の上、「避難所における感染対策マニュアル」※における症候群サーベイランスの内容も参考として、避難所への到着時に行うことが望ましい。

- ・また、避難生活開始後も、定期的に健康状態について確認すること。

※ 避難所における感染対策マニュアル 2011年3月24日版

平成22年度厚生労働科学研究費補助金

「新型インフルエンザ等の院内感染制御に関する研究」研究班（主任研究者 切替照雄）作成

（手洗い、咳エチケット等の基本的な対策の徹底）

- ・避難者や避難所運営スタッフは、頻繁に手洗いするとともに、咳エチケット等の基本的な感染対策を徹底すること。

（避難所の衛生環境の確保）

- ・物品等は、定期的に、および目に見える汚れがあるときに、家庭用洗剤を用いて清掃するなど、避難所の衛生環境をできる限り整えること。

（十分な換気の実施、スペースの確保等）

- ・避難所内については、十分な換気に努めるとともに、避難者が十分なスペースを確保できるよう留意すること。

（発熱、咳等の症状が出た者のための専用のスペースの確保）

- ・発熱、咳等の症状が出た者は、専用のスペースを確保すること。その際、スペースは可能な限り個室にするとともに、専用のトイレを確保することが望ましい。
- ・同じ兆候・症状のある人々を同室にすることについては、新型コロナウイルス感染症を想定した場合には、望ましくない。やむを得ず同室にする場合は、パーティションで区切るなどの工夫をすることが望ましい。
- ・症状が出た者の専用のスペースやトイレは、一般の避難者とはゾーン、動線を分けること。
- ・避難所のスペースの利用方法等について、事前に関係部局や施設管理者等と調整を図ること。

（避難者が新型コロナウイルス感染症を発症した場合）

- ・新型コロナウイルス感染症を発症した場合の対応については、保健福祉部局と十分に連携の上で、適切な対応を事前に検討すること。

※「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（平成25年8月（平成28年4月改定）内閣府（防災担当））において、「感染症を発症した避難者の専用のスペースないし個室を確保することが適切であること」と記載しており、また、「避難所運営ガイドライン」（平成28年4月内閣府（防災担当））において、「感染症患者が出た時の部屋を確保する」と記載しているが、新型コロナウイルス感染症の場合は、軽症者等であっても原則として一般の避難所に滞在することは適当でないことに留意すること。

（参考）

- ・新型コロナウイルスに関するQ & A（一般の方向け）（厚生労働省HP）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html
- ・新型コロナウイルス感染症の対応について（内閣官房HP）
https://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html
- ・一般市民向け新型コロナウイルス感染症に対する注意事項
（日本環境感染学会HP）
http://www.kankyokansen.org/uploads/uploads/files/jsipc/2019ncov_ippan_200203.pdf

<連絡先>

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）付
赤司、長谷川、秋吉

TEL 03-3501-5191（直通）

消防庁国民保護・防災部防災課

神田、舘野（たての）

TEL 03-5253-7525（直通）

厚生労働省健康局結核感染症課

加藤

TEL 03-3595-2257（直通）

府政防第 779 号
消 防 災 第 62 号
健感発 0401 第 1 号
令和 2 年 4 月 1 日

各 { 都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区 } 防災担当主管部（局）長
衛生主管部（局）長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（避難生活担当）
（公印省略）

消 防 庁 国 民 保 護 ・ 防 災 部
防災課長
（公印省略）

厚 生 労 働 省 健 康 局
結核感染症課長
（公印省略）

避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について

新型コロナウイルス感染症については、日本国内においても感染経路の不明な患者の増加している地域が散発的に発生しており、今後、爆発的な感染拡大を伴う大規模な流行につながりかねない状況にあります。このような中、貴殿におかれましても、国民の生命を守るため、まん延防止や医療の提供等、新型コロナウイルス感染症への対策に日々ご尽力いただき、誠にありがとうございます。

政府としては、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和 2 年 3 月 28 日新型コロナウイルス感染症政府対策本部決定）（以下「基本的対処方針」という。）により、地方公共団体、医療関係者、専門家、事業者を含む国民の意見をくみ取りつつ、協力して対策を進めているところです。

こうした状況において災害が発生し避難所を開設する場合には、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、感染症対策に万全を期することが重要となってきます。ついては、発生した災害や被災者の状況等によっては、避難所の収容人数を考慮し、あらかじめ指定した指定避難所以外の避難所を開設するなど、通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所の開設を図るとともに、ホテルや旅館の活用等も検討していただくようお願いいたします。

また、発生した災害やその地域の実情に応じ、避難者に対して手洗い、咳エチ

ケット等の基本的な感染対策を徹底することとし、避難所内については、十分な換気に努めるとともに、避難者が十分なスペースを確保できるよう留意するようお願いいたします。

発災時には政府としても、基本的対処方針に基づき、感染症対策に必要な物資・資材の供給等必要な支援を行うこととしております。

なお、対策を講ずるに当たっては、既にご承知おきのこととは思いますが、以下のホームページも参考にしてください。

貴都道府県内の市町村防災担当主管部局に対しても、その旨周知していただきますようお願いいたします。

本件通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

(参考)

- ・ 新型コロナウイルスに関する Q & A（一般の方向け）（厚生労働省 HP）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html

- ・ 新型コロナウイルス感染症の対応について（内閣官房 HP）

https://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html

- ・ 一般市民向け新型コロナウイルス感染症に対する注意事項

（日本環境感染学会 HP）

http://www.kankyokansen.org/uploads/uploads/files/jsipc/2019ncov_ippan_200203.pdf

<連絡先>

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）付
赤司、長谷川、秋吉
TEL 03-3501-5191（直通）

消防庁国民保護・防災部防災課
神田、館野（たての）
TEL 03-5253-7525（直通）

厚生労働省健康局結核感染症課
加藤
TEL 03-3595-2257（直通）

令和2年5月21日
府政防第931号

各省庁官房長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）

新型コロナウイルス感染症対策に係る災害時の避難所としての研修所、宿泊施設等の貸出の協力依頼について

新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、災害が発生し避難所を開設する場合には、感染症対策に万全を期すことが重要となっており、各都道府県、保健所設置市、特別区宛に「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について」（令和2年4月1日付け府政防第779号他）及び「避難所における新型コロナウイルス感染症への更なる対応について」（令和2年4月7日付け事務連絡）を发出したところです。

これらの通知及び事務連絡において、通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所を確保するとともに、ホテル・旅館等の活用等を検討するよう助言したところですが、地方公共団体によっては、災害時になお避難所が不足することも考えられ、その際には、貴省庁、及び所管の独立行政法人、民間団体等が所有する研修所、宿泊施設、その他施設について、避難所としての貸出にご協力をいただきたいと考えています。

貴省庁におかれては、下記のように、所有する施設の貸出にご協力いただくとともに、所管の独立行政法人、民間団体等に対し、所有する施設の貸出へのご協力を依頼していただくようお願いいたします。

記

1. 国及び独立行政法人等*が所有する研修所、宿泊施設、その他施設の貸出の検討及び貸出可能な施設のリストの作成等について

各省庁において、国の施設の貸出について検討するとともに、独立行政法人等に対して施設の貸出の協力を依頼して、貸出可能な施設のリストを作成し、別途ご案内する方法で内閣府に提供いただくよう、お願いいたします。

リストは、内閣府より立地する都道府県の防災担当主管部局を通じて市町村の防災担当主管部局に対して情報提供します。市町村から貸出が可能な施設の所有者へ連絡して、都道府県と連携して取組を進めるようお願いするとともに、都道府県に対しても必要な場合には、各市町村における避難所の確保が円滑に進むよう、支援をしていただくようお願いしています。

（別添1）

なお、貸出が可能な施設がある場合には、出水期に向けて迅速に調整を進めるため、当該施設を所有する省庁又は所管の独立行政法人等から、立地する都道府県及び市町村の防災担当主管部局に対し、貸出が可能と判断された段階で直接その旨をご連絡いただくことが可能であれば、併せてご連絡願います。

※特殊法人、認可法人等を含む

2. 民間団体等が所有する研修所、宿泊施設、その他施設の貸出の協力依頼について

所管の民間団体等に対し、所有する施設の貸出への協力を依頼していただき、貸出が可能な施設がある場合には、民間団体等から、立地する都道府県及び市町村の防災担当主管部局に対し、その旨お伝えいただき、当該市町村の関係部局とよく連携・調整を図ったうえで貸出を進めていただきますようお願いいたします。

なお、都道府県に対しても必要な場合には、各市町村における避難所の確保が円滑に進むよう、支援をしていただくようお願いしています。(別添1)

※ 独立行政法人等や民間団体等に対して、施設の貸出のご協力をしていただく際には、別添2のご案内事項を配布して下さい。

<連絡先>

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）付
赤司、長谷川、高尾、秋吉、山元
TEL 03-3501-5191（直通）

府政防第 930 号
消防災第 86 号
令和 2 年 5 月 21 日

各都道府県防災担当主管部（局）長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（避難生活担当）
消防庁国民保護・防災部
防 災 課 長

新型コロナウイルス感染症対策に係る災害時の避難所としての
各省庁及び独立行政法人、民間団体等が所有する研修所、宿泊施設等の活用等について

新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、災害が発生し避難所を開設する場合には、感染症対策に万全を期すことが重要となっております。通常の日災発生時よりも可能な限り多くの避難所を確保するため、別添の通知文のとおり、内閣府から各省庁に対し、所有する研修所、宿泊施設、その他施設の貸出及び所管団体等に対する貸出の協力について依頼しているところであります。

また、当該通知文においては、①各省庁において、国の施設の貸出について検討するとともに、独立行政法人等に対して施設の貸出の協力を依頼して、貸出可能な施設のリストを作成するようお願いしており、リストは、内閣府より立地する都道府県の防災担当主管部局を通じて市町村の防災担当主管部局に対して情報提供すること、②さらに所管の民間団体等に対し、所有する施設の貸出へのご協力を依頼していただき、貸出が可能な施設がある場合には、民間団体等から、立地する都道府県及び市町村の防災担当主管部局に対し、その旨お伝えいただくこととしております。

これらについて御了知のうえ、都道府県におかれては、貴管内市町村の防災担当主管部局に対して、これらの旨と併せて、内閣府からリストの提供があった場合や、民間団体等から貸出の申し出があった際には、連携・調整を図ったうえで取組を進めていただきたい旨、周知いただくとともに、必要な場合には、各市町村における避難所の確保が円滑に進むよう、支援をしていただきますようお願いいたします。

本件通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

<連絡先>

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）付
赤司、長谷川、高尾、秋吉、山元
TEL 03-3501-5191（直通）

消防庁国民保護・防災部防災課
神田、舘野、飯田
TEL 03-5253-7525（直通）

研修所、宿泊施設等の貸出にご協力いただく団体等へのご案内事項

内閣府政策統括官（防災担当）

○貸出していただける独立行政法人等の皆様は所管省庁へ、民間団体等の皆様は、施設が立地する都道府県及び市区町村の防災担当部局へ申し出ていただきます。

○施設は、災害の発生後速やかに避難所として使用させていただくことを想定しています。また風水害の場合は、災害が発生する前に、指定緊急避難場所としての役割も兼ねる避難所として使用させていただくことを想定しています。詳細については、自治体とご協議下さい。

○貸出していただく施設の種類は、以下を想定しています。

- ・避難所として使用できる研修所や宿泊施設、福利厚生施設、その他施設における、宿泊室、体育館、講堂、会議室、その他大空間の室のある施設
- ・風水害に備え、指定緊急避難場所として避難できる高さのある施設（洪水等のハザードマップ上、想定浸水高さ以上に階があり、避難が可能な施設）

基本的には、災害時に当該組織の活動を BCP（事業継続計画）等に基づき継続することを前提としつつ、施設の一部でも可能な範囲で貸出を行えるか検討していただき、災害が発生した際には、そのような前提で自治体と協議しつつ対応していただくことを想定しています。
最低限必要な設備等は、特段ございません。

※ 避難所：避難した居住者等が災害の危険がなくなるまで一定期間滞在し、又は災害により自宅へ戻れなくなった居住者等が一時的に滞在する施設

指定緊急避難場所：居住者等が災害から命を守るために緊急的に避難する施設又は場所
(例：風水害の襲来時に避難する場所)

※ 施設の安全性等が確保された施設について、貸出の申し出をお願いします。
災害時には、施設の安全性等を、申し出ていただいた団体等と自治体が適切に確認した上で使用します。

※ 発熱、咳等の症状のある者のための専用のスペースや、PCR 検査や抗原検査で陽性となった者を病院や宿泊療養施設等へ移送するまでの間、一時的に滞在するスペースとするため、複数の部屋を貸出していただくことが望ましいです。貸出していただける部屋に応じて、自治体が団体等と調整して運営管理を行うことを想定しています。また、このような避難者に対しては、自治体の防災担当部局と保健福祉部局、保健所等が連携して対応します。

○施設には、基本的に新型コロナウイルス感染者（PCR 検査陽性者又は抗原検査陽性者）でない避難者が利用することを想定しています。

- 貸出に当たっては、災害救助法において、公の施設等は無償を原則とし(光熱水費は含まず)、私人又は民間企業等の所有する建物は有償可としていることを参考としつつ、団体等の事情を踏まえ、自治体とご協議下さい。
- 貸出施設の避難所としての運営管理は、開設時を含め、自治体が適切に行う責務を有します。また、貸出中の施設は、施設管理者の支援を受けながら自治体が運営管理することを想定しています(自治体とご協議下さい)。
- 貸出の期間は、自治体とご協議下さい。(災害の規模によって異なりますが、数日～数か月が考えられます。)
- 団体等と自治体が協定を締結するに当たって、別紙のひな形(案)をご参考として下さい。

災害時における施設等の利用に関する協定

●●市（以下「甲」という。）と〇〇研修所（以下「乙」という。）は、災害時における甲が行う災害対策への乙の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、●●市内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲の協力要請に基づき、甲が乙の敷地及び施設（以下「施設等」という。）を避難所として利用する際の、必要な事項を定めることを目的とする。なお、利用に当たっては、甲乙協力しながら対応することとする。

（範囲）

第2条 乙が利用することのできる施設等の範囲は次のとおりとする。

- （1） 体育館
- （2） 研修施設
- （3） △△

（利用の協力要請）

第3条 甲は、●●市内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、●●市地域防災計画に定める施設等だけでは、災害対策業務に支障が生じると判断した場合、避難所、物資集積場所及び支援車両等の駐車場（以下「避難所等」という。）として利用するため、乙に対し、前条に掲げる施設のうち必要な範囲において、利用の協力要請することができる。

2 前項の協力要請は、別記第1号様式の提出により行うものとする。ただし、当該様式を提出するいとまがないときは、口頭、電話等により協力要請することができるものとし、後日速やかに書面を提出するものとする。

（利用の承認）

第4条 乙は、甲からの第3条第2項の協力要請に基づき、施設の利用が必要と認めるときは、別記第2号様式を甲に交付し、甲は、当該様式記載の使用条件に基づき利用するものとする。

2 乙は、前項の協力要請を承諾する場合は、国有財産法第19条において準用する同法第22条第1項第3号の規定に基づき、使用料を無償とする。

3 乙は、前条の協力要請が行われた場合、可能な範囲で、甲に協力するものとする。

（利用期間）

第5条 施設等の利用期間は、甲の被害状況等を考慮した上、甲乙協議により定めるものとする。

2 甲は、乙が実施する通常事業を早期に再開できるよう配慮するものとする。

（返還）

第6条 甲は、乙から提供された施設等の利用を終了する場合は、書面により、乙に通知するものとする。

2 甲は、施設の利用を終了するときは、利用した施設等を原状に復し、乙の確認を受けた後に引き渡すものとする。

3 前項の原状に復した費用は、甲が負うものとする。

(費用負担及び物資の調達)

第7条 避難所等の運営経費は全額を甲が負担することとし、必要となる物資の調達も甲が行うものとする。

(運営管理に関する責任)

第8条 乙は、施設に地域住民等が避難した際に発生した避難所の運営管理に係る事故等の責任を負わないものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項、又はこの協定の解釈について疑義が生じたときは、その都度、甲乙間で協議の上、定めるものとする。

(有効期限)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度末の3月31日までとする。

ただし、期間満了の日の3か月前までに甲乙いずれからも協定解除、又は変更の申出がないときは、本協定は同一の条件で自動的に1年間更新されるものとする。

甲乙は、本書を2通作成し、それぞれ記名捺印の上、各1通を保管する。

令和 年 月 日

甲 住所
●●市
代表者 ●●市長

乙 住所
○○研修所
代表者 所長

別記第1号様式（第3条関係）

年 月 日

〇〇所長

殿

●●市長

国有財産使用許可申請書

下記のとおり、行政財産を使用したく、関係資料を添付して申請します。

記

1 使用しようとする財産

- (1) 所在
- (2) 区分 建物及び土地
- (3) 数量

2 使用しようとする理由

避難所、物資集積場所及び支援車両等の駐車場

3 使用しようとする期間

年 月 日 () から 年 月 日 () まで

4 その他参考となるべき事項

年 月 日

●●市長 殿

〇〇所長

国有財産使用許可書

年 月 日付けで申請のありました避難所、物資集積場所及び支援車両等の駐車場として、当研修所の国有財産を使用することについて、下記のとおり許可します。

記

1 使用場所

- (1) 所在
- (2) 区分 建物及び土地
- (3) 数量

2 使用内容

避難所、物資集積場所及び支援車両等の駐車場

3 使用期間

年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）まで

4 その他

- (1) 施設等の使用については、既設物等を毀損させないように注意して使用すること。
- (2) 使用期間を変更する場合は、事前に申し出ること。

災害時における施設等の利用に関する協定

●●市（以下「甲」という。）と〇〇研修所（以下「乙」という。）は、災害時における甲が行う災害対策への乙の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、●●市内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲の協力要請に基づき、甲が乙の敷地及び施設（以下「施設等」という。）を避難所として利用する際の、必要な事項を定めることを目的とする。

（範囲）

第2条 乙が利用することのできる施設等の範囲は次のとおりとする。

- （1） 体育館
- （2） 研修施設
- （3） △△

（利用の協力要請）

第3条 甲は、●●市内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、●●市地域防災計画に定める施設等だけでは、災害対策業務に支障が生じると判断した場合、避難所、物資集積場所及び支援車両等の駐車場（以下「避難所等」という。）として利用するため、乙に対し、前条に掲げる施設のうち必要な範囲において、利用の協力要請することができる。

2 前項の協力要請は、別記第1号様式の提出により行うものとする。ただし、当該様式を提出するいとまがないときは、口頭、電話等により協力要請することができるものとし、後日速やかに書面を提出するものとする。

（利用の承認）

第4条 乙は、甲からの第3条第2項の協力要請に基づき、施設の利用が必要と認めるときは、別記第2号様式を甲に交付し、甲は、当該様式記載の使用条件に基づき利用するものとする。

2 乙は、前項の協力要請を承諾する場合のこの協定に基づく施設等の借上げ費用の額及びその支払方法等は、甲乙協議の上別途定めるものとし、借上げ費用は、甲が負担するものとする。

3 乙は、前条の協力要請が行われた場合、可能な範囲で、甲に協力するものとする。

（利用期間）

第5条 施設等の利用期間は、甲の被害状況等を考慮した上、甲乙協議により定めるものとする。

2 甲は、乙が実施する通常事業を早期に再開できるよう配慮するものとする。

（返還）

第6条 甲は、乙から提供された施設等の利用を終了する場合は、書面により、乙に通知するものとする。

2 甲は、施設の利用を終了するときは、利用した施設等を原状に復し、乙の確認を受けた後に引き渡すものとする。

3 前項の原状に復した費用は、甲が負うものとする。

(費用負担及び物資の調達)

第7条 避難所等の運営経費は全額を甲が負担することとし、必要となる物資の調達も甲が行うものとする。

(運営管理に関する責任)

第8条 乙は、施設に地域住民等が避難した際に発生した避難所の運営管理に係る事故等の責任を負わないものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項、又はこの協定の解釈について疑義が生じたときは、その都度、甲乙間で協議の上、定めるものとする。

(有効期限)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度末の3月31日までとする。

ただし、期間満了の日の3か月前までに甲乙いずれからも協定解除、又は変更の申出がないときは、本協定は同一の条件で自動的に1年間更新されるものとする。

甲乙は、本書を2通作成し、それぞれ記名捺印の上、各1通を保管する。

令和 年 月 日

甲 住所
●●市
代表者 ●●市長

乙 住所
○○研修所
代表者 所長

別記第1号様式（第3条関係）

年 月 日

〇〇所長

殿

●●市長

施設等使用許可申請書

下記のとおり、施設等を使用したく、関係資料を添付して申請します。

記

1 使用しようとする施設等

- (1) 所在
- (2) 区分 建物及び土地
- (3) 数量

2 使用しようとする理由

避難所、物資集積場所及び支援車両等の駐車場

3 使用しようとする期間

年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）まで

4 その他参考となるべき事項

年 月 日

●●市長 殿

〇〇所長

施設等使用許可書

年 月 日付けで申請のありました避難所、物資集積場所及び支援車両等の駐車場として、当研修所の施設等を使用することについて、下記のとおり許可します。

記

1 使用場所

- (1) 所在
- (2) 区分 建物及び土地
- (3) 数量

2 使用内容

避難所、物資集積場所及び支援車両等の駐車場

3 使用期間

年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）まで

4 その他

- (1) 施設等の使用については、既設物等を毀損させないように注意して使用すること。
- (2) 使用期間を変更する場合は、事前に申し出ること。